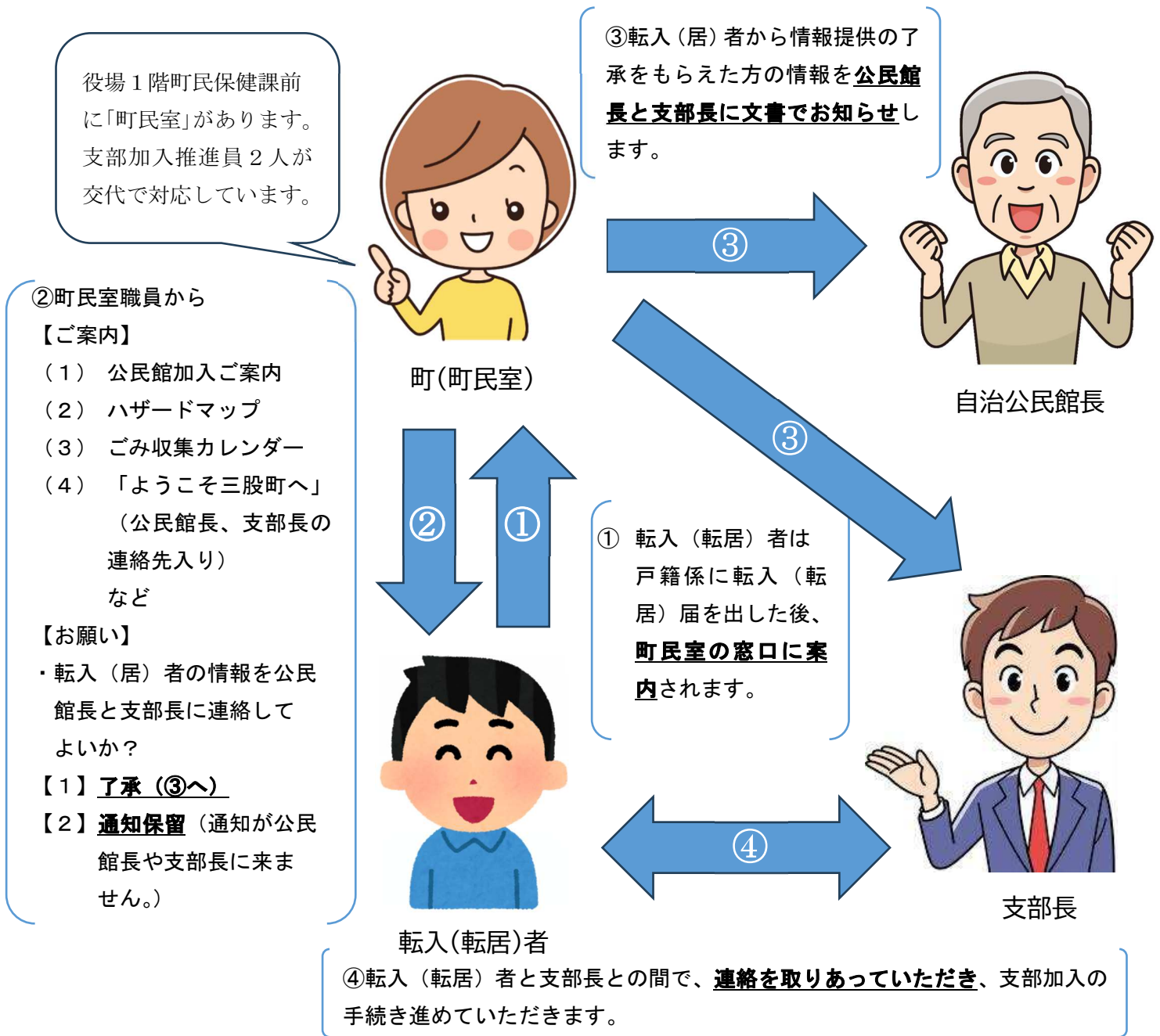


5. 加入促進の取り組み

(1) 支部加入推進員による加入促進について

転入・転居者に対しては、町民室の支部加入推進員が、公民館加入の推進を行っています。
以下にフロー図をお示しします。



支部長への連絡について「通知保留」とした人の理由は、以下の通りとなっています。ほとんどの理由が、「アパート・賃貸等に入居のため」となっています。

※【2】通知保留の理由は以下のようになっています。(令和6年度実績 315件)

①アパート・貸家等に入居のため(近い将来、転居を予定している。)	248件
②家族と相談してから	13件
③支部へ加入しなくても不都合がないため	9件
④同居の家族等が既に参加している	6件
⑤仕事や子育て、介護等で行事への参加が難しい	1件
⑥理解できない制度があるため(例えば行事不参加時の罰金)	1件
⑦その他(多くは支部長に直接相談するので、公民館長や支部長へは、通知不要との申出による)	37件

(2) 三股町、三股町自治公民館連絡協議会及び都城宅地建物取引業共同組合による「自治公民館加入促進に関する協定」を締結

平成27年8月、自治公民館への加入を促進するため、三股町と三股町自治公民館連絡協議会は、都城宅地建物取引業共同組合と三者で協定を結び、同組合の不動産業者が、町内の集合住宅などをあっせん、契約する際に、口頭やチラシで公民館加入を促すものとなっています。



協定締結後、握手する三股町自治公民館連絡協議会 栗畑会長(左)、木佐貫町長(中央)、都城宅地建物取引業協同組合の兒玉理事長(右)(平成27年8月 三股町役場にて)